

- ・最も多い通学方法（スクールバス利用、学校まで直接送迎、自主通学）を1つだけ選んで記入してください。
- ・記入した内容が全て認定とならない場合もありますのでご了承ください。
- ・年度途中に変更があった場合は必ずご連絡ください。

交通費支給調書

令和 年 月 日提出

学部・学年	小・中・高 第 1 学年 1 組	区分		番号	
児童生徒氏名	下野 秋男	付添人氏名	下野 花子		
住所	宇都宮市徳次郎町 1 2 - 3 4	(続柄)	(母)		
		療育手帳	A 1 ・ A 2 ・ B 1 ・ B 2		

記入例① スクールバス利用

①利用するスクールバス停名を記入してください

(総合運動公園)

スクールバス利用

(バス停までの交通手段)

- 自家用車
- 徒歩
- 通学支援
- その他()

②利用するバス停について、いずれか1つにをつけてください

- 自宅近く（バス停が複数ある場合は合理的な範囲内であれば可）
- 学校からの依頼により指定されたバス停（定員超過や駐車台数制限等）
- 通勤時間・家庭事情等の自己都合で保護者が希望したバス停⇒自宅近くのバス停利用時以外は通学費は支給されません

③自家用車利用の場合、いずれか1つにをつけてください

- 通勤途上の送迎ではない
- 通勤途上の送迎である⇒通学費は支給されません

《スクールバス利用：記入上の注意事項》

◆バス停名の記入について

- ・登校と下校で異なるバス停を利用する場合は（登：サトーカメラ 下：陽東）のように記入してください。
- ・登校は学校まで送迎し、下校のみスクールバスを利用する場合は、（登：学校まで送迎 下：鶴田）のように記入してください。また下段の「学校まで直接送迎」の欄について記入上の注意事項をご確認の上、記入してください。

◆自宅近くのバス停について

- ・自宅最寄りバス停を原則としますが、自宅近くにバス停が複数ある場合、合理的な範囲内であれば通学費の支給対象となる可能性があります。なお合理的な範囲内かについては学校で判断いたしますのでご了承ください。

◆通勤途上での送迎について

- ・保護者が勤務先から支給される通勤手当の対象となる区間での送迎は通学費支給対象外となります。

◆放課後等デイサービス利用について

- ・放課後等デイサービス利用の有無や、利用頻度については記載不要です。

◆通学支援について

- ・ヘルパー等がスクールバス停まで送迎を行う移動支援事業を利用している場合は、バス停までの交通手段の「通学支援」にチェックを記入してください。なお、通学費は支給対象外となります。

記入例② 学校まで直接送迎

- 学校まで直接送迎** 自家用車利用の場合、いずれか1つに☑をつけてください
- (交通手段)
- 自家用車 通勤途上での送迎ではない
 - 徒歩 通勤途上での送迎である⇒通学費は支給されません
 - 通学支援 通勤時間・家庭事情等の自己都合により学校まで送迎する⇒通学費は支給されません
 - その他()

《学校まで直接送迎: 記入上の注意事項》

◆学校までの直接送迎について

・就学奨励費における通学費の経路認定については、「最も経済的な経路であること」が要件であり、自宅近くのスクールバス停までを認定することが原則となります。ただし、スクールバスの定員超過や近隣にバス停がないなど学校の都合によりスクールバスを利用できない場合や、児童生徒本人の障害の特性によりスクールバスの利用が困難と学校長が認める場合には、自宅から学校までの自家用車利用を認定することができます。そのため、保護者の通勤時間や家庭事情などの自己都合により自家用車で学校まで直接送迎する場合は、通学費支給対象外となります。

◆通勤途上での送迎について

・保護者が勤務先から支給される通勤手当の対象となる区間での送迎は通学費支給対象外となります。

◆放課後等デイサービス利用について

・放課後等デイサービス利用の有無や、利用頻度については記載不要です。

◆通学支援について

・ヘルパー等が学校まで送迎を行う移動支援事業を利用している場合は、交通手段の「通学支援」にチェックを記入してください。なお、通学費は支給対象外となります。

記入例③ 自主通学

- 公共交通機関等を利用して自主通学(駅まで車送迎を含む)** 下の表に具体的な経路及び運賃支払方法を記入してください
- ※定期購入の場合は、購入の都度、定期券のコピーやICカード内容控を提出してください。

	利用手段	乗車駅	降車駅	運賃支払方法
1	自家用車	自宅	雀宮駅	定期 ・ チャージ ・ 現金
2	電車	雀宮駅	宇都宮駅	定期 ・ チャージ ・ 現金
3	関東バス	宇都宮駅西口	山王団地入口	定期 ・ チャージ ・ 現金

駅や停留所まで自家用車で送迎する場合、いずれか1つに☑をつけてください

- 通勤途上での送迎ではない
- 通勤途上での送迎である⇒通学費は支給されません

《自主通学: 記入上の注意事項》

◆利用手段について

・記入欄が不足する場合は、様式をコピーして貼り付けるか、余白に記入してください。

◆通勤途上での送迎について

・保護者が勤務先から支給される通勤手当の対象となる区間での送迎は通学費支給対象外となります。